

令和4年度 障害者を対象とした

かつらぎ町職員【一般行政職（事務職）】採用試験案内

この採用試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

《問い合わせ及び書類提出先》

かつらぎ町役場 総務課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

電話番号 0736-22-0300（内線 2026）

受付期間 令和4年8月8日（月）～令和4年9月2日（金）

第1次試験日 令和4年10月16日（日）

第1次試験場 かつらぎ町防災センター（1階フロア）

（受験者数により会場を変更する場合があります。）

1. 採用試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
一般行政職	事務職	1名	町長部局又は教育委員会の事務等に従事

2. 受験資格

(1) 昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方

(2) 次のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳の交付を受けている方

② 療育手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(3) 自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、介護者なしに業務の遂行が可能な方

(4) 次のいずれかに該当する方は受験できません。（②～④は地方公務員法第16条の規定）

① 日本国籍を有しない方

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

③ かつらぎ町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 試験の方法

(1) 第1次試験

試験の方法		内 容
教養試験 (高校卒業 程度の内容)	2時間 (択一式)	公務員として必要な一般的常識及び能力についての筆記試験 <出題分野> 時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、及び資料解釈に関する能力を問う
作文試験	1時間	一定のテーマによる識見・表現力・判断力等についての記述試験
職場適応性検査	20分	公務員としての職業生活への適応性をみる

(2) 第2次試験

試験の方法	内 容
面接試験	能力、性格等についての面接による試験

4. 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

日 時…令和4年10月16日(日)

受付…午前8時10分～8時40分(時間厳守)

試験開始…午前9時

場 所…かつらぎ町防災センター(1階フロア)

持参物…受験票、筆記用具

合格発表…令和4年11月9日(水) 役場玄関ロビー及び町ホームページに掲示、合格者へ文書で通知

※新型コロナウイルスの感染状況等により、試験日程等を変更する場合があります。

(2) 第2次試験

日 時…第1次試験翌月の11月下旬に実施する予定

(日時等の詳細については、第1次試験合格者に直接通知します。)

合格発表(最終)…合否にかかわらず文書で通知、役場玄関ロビー及び町ホームページに掲示

5. 受験手続及び受付期間

(1) 申込書(受験申込書・エントリーシート) 入手方法

申込書は、令和4年8月1日(月)から交付します。

① 直接入手の場合 かつらぎ町役場総務課にて交付します。

② インターネットで入手の場合

かつらぎ町ホームページからダウンロードできます。

※印刷時の注意

・受験申込書及びエントリーシートは、A4版白紙の用紙(感熱紙不可)に、縦向き、黒字で印刷してください。

・受験申込書は、必ず両面印刷してください。

③ 郵送の場合

封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(140円切手を貼付し、宛先明記した角形2号(折らずにA4版が入る大きさ))を必ず同封してください。

(2) 申込み方法

受験申込みを希望する者は、この試験案内をよく読んだうえ、申込書及びエントリーシートに必要な事項を正しく記入し、直接又は郵送でかつらぎ町役場総務課に提出してください。

※郵送で提出する場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きしてください。

なお、身体障害者手帳等の写し(住所、氏名、生年月日、交付年月日、交付番号、発行機関がわかるページ)を添付してください。

※記載事項等に不備がある場合は、受理できない場合があります。

※記載事項に虚偽があると、採用資格を失うことがありますので十分注意してください。

※採用試験において取得した個人情報(職員の採用試験及び採用に関する事務以外の目的)には使用しません。また、提出書類は一切返却いたしません。

(3) 受付期間

① 直接提出する場合

令和4年8月8日(月)から令和4年9月2日(金)までの期間の土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

② 郵送で提出する場合

令和4年9月2日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合、令和4年9月30日(金)までに受験票を交付します。試験当日必ず持参してください。(申込みをしたにもかかわらず受験票が届かない場合、その旨を令和4年10月4日(火)までに連絡願います。)なお、申込書の記載事項に不備等が判明した場合は、本人に直接その旨を連絡します。

(5)その他

受験にあたって、特別な配慮を希望（応相談）される場合は、試験申込みの際に申し出てください。

保護者の方は試験室へ入室不可としますが、保護者控室を別に準備いたしますので、ご利用ください。事前にご連絡をお願いします。

6. 試験結果の開示

この採用試験の結果については、かつらぎ町個人情報保護条例第14条第1項の規定により、開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付で公的機関発行のものに限る。）を持参のうえ、開示場所に直接おいでください。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験の不合格者 (本人に限る。)	総合得点 及び順位	各合格発表の日から1か月間 (土曜日、日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで)	かつらぎ町役場 総務課
第2次試験の受験者 (本人に限る。) ※第2次試験合格発表後	第1次試験の 総合得点 及び順位		

7. 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は採用内定者となり、採用時期は令和5年4月1日以降の予定です。

(2) 給料、その他の手当は、職員の給与等に関する条例等の定めに従い支給されます。

【会場周辺図】

